

規制の事前評価書要旨

【別紙4-3】

法律又は政令の名称	生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律案
規制の名称	子どもの進路選択支援事業、被保護者就労準備支援事業、被保護者家計改善支援事業及び被保護者地域居住支援事業における秘密保持義務の創設
規制の区分	新設
担当部局	社会・援護局保護課
評価実施時期	令和6年1月
規制の目的、内容及び必要性	<p>① 規制を実施しない場合の将来予測(ベースライン) 被保護者に対する自立支援の強化のため、子どもの進路選択支援事業、被保護者就労準備支援事業、被保護者家計改善支援事業及び被保護者地域居住支援事業(以下「子どもの進路選択支援事業等」という。)を創設することとする。 子どもの進路選択支援事業等の実施においては、事業に従事する職員は、利用者である被保護者の個人情報に触れることが想定されるため、利用者である被保護者の個人情報を保護することにより、被保護者が安心して事業者へ情報提供を行うことができるよう、必要な措置を講じることとする。 事業実施関係者間における支援に必要な個人情報の共有化や連携等を行うことから、具体的には、子どもの進路選択支援事業等について、保護の実施機関から委託を受けた事務に従事する者又はこれらの者であった者は、その事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならないものとし、また、当該秘密保持義務違反をした者に対し、罰則(1年以下の懲役または100万円以下の罰金)を科すこととする。 規制の新設を行わない場合は、秘密保持について実効性を担保することができないため、個人情報が悪用された場合に、事業を利用する被保護者が不利益を被ることとなる。</p> <p>② 課題、課題発生の原因、課題解決手段の検討(新設にあつては、非規制手段との比較により規制手段を選択することの妥当性) 子どもの進路選択支援事業等について、保護の実施機関から委託を受けた事務に従事する者又はこれらの者であった者は、ガイドライン等を踏まえ、その事務に関して知り得た秘密を漏らさないよう努めなければならないものとするのが非規制案として考えられる。この場合、秘密保持については努力義務であることから、その実効性を担保することができないため、個人情報が悪用された場合には、事業の利用者が不利益を被るおそれがある。 これらのことから、改正案の方が適切と考える。</p>
直接的な費用の把握	事業者には、秘密保持義務を遵守するための措置を講ずる費用(個人情報保護のマニュアルを整備する等)が発生する。また、秘密保持義務違反をした場合、罰則(1年以下の懲役又は100万円以下の罰金)が科されることとなる。
直接的な効果(便益)の把握	事業利用者の個人情報を保護することにより、利用者である被保護者は安心して事業者へ情報提供を行うことができるようになる。また、事業実施関係者間における支援に必要な個人情報の共有化や連携の促進等が期待され、制度の運用を適切に実施することができる。
副次的な影響及び波及的な影響の把握	事業の創設に伴う規制であり、影響はこれらの事業に関する事務の範囲にとどまるものであるため副次的な影響はない。

費用と効果(便益)の把握	改正案では、事業の利用者である被保護者の個人情報保護をすることにより、安心して事業を利用することができるようになり、さらに、事業実施関係者間における支援に必要な個人情報の共有化や連携の促進等が期待される。一方で、秘密保持義務違反に対する罰則を設けることで遵守費用等が見込まれるが、被保護者に対する自立支援を強化することにより自立の助長が図られることは、その費用を大きく上回るものと考えられる。
代替案との比較	秘密保持義務違反をした者に対しても罰則を課さないことが代替案として考えられる。 この場合、秘密漏えいを防止する効果が十分でなく、個人情報が悪用された場合には、事業の利用者が不利益を被るおそれがある。 これらのことから、改正案の方が適切と考える。
その他の関連事項	特になし
事後評価の実施時期等	この法律の施行後五年を目途として、この法律による改正後のそれぞれの法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとしている。